## ● 2022 年 11 月号解題

## 公的職業訓練の今日的課題

『日本労働研究雑誌』編集委員会

日本における職業訓練への関心・期待の高さは、昔も今も変わらない。岸田内閣の2022年「骨太の方針」でも、「「人への投資」の抜本強化」は主要政策の1つに位置付けられた。また、コロナ危機下では、大規模に発動された雇用調整助成金の特例措置によって、失業への流入が一定程度抑えられたとされる。しかし、雇調金による雇用維持策には、本来ならば行われるはずの産業の新陳代謝を阻害し、労働移動を滞らせるとの批判がつきまとう。そのため、雇調金に代わって、労働移動を円滑に行わせるための手段として、政府が提供する公的職業訓練への期待が高まった。

その一方で、EBPMの促進が謳われているものの、日本の公的職業訓練は制度的に複雑であり、その効果など分かっていないことも多く、何をどこまで期待できるのかが必ずしも明らかではない。そこで、「公的職業訓練の今日的課題」というミニ特集を組み、日本における公的職業訓練の現状と論点を政策評価と制度的な課題にフォーカスして整理することとした。

公的職業訓練を論ずる際に関心の高いトピックは、 その効果の有無である。原論文では、介入群・対照群をともなう準実験的な分析フレームワークで離職者訓練の効果推定を試みた日本の研究をレビューしている。傾向スコアマッチング法を適用した研究から、離職者訓練は男女を問わず就業確率を高める等、期待した効果が認められることが紹介されている。しかし、さらに精緻な研究の実現のために、将来的には業務統計の幅広い活用を進めたり、ランダム化比較試験(RCT)の実現の必要性が指摘されている。

続く酒井論文は、求職者支援制度に注目した論稿である。コロナ禍により、訓練対象者や訓練基準、職業訓練受講給付金の受給に係る収入要件や訓練出席要件等で緩和が講じられたが、最新の動向がまとめられている。特に、就業中で転職を希望していなくても受講できるようにした措置は興味深い。また、日本のセーフティネットを三層構造と捉えると、求職者支援制度

は「第二のセーフティネット」を構成する要素の1つであるが、他の諸制度との関係性の中で、雇用保険制度から生活保護まで切れ目のないセーフティネットとなりえているのか検証の必要性が主張されている。

公的職業訓練の政策評価において、訓練実施主体によるクリーミングがセレクションバイアス発生の一因となることはよく知られている。中益論文は唯一の法学の論稿であるが、日本の公的求職者訓練においても、その受講者選定の法的構造に起因してクリーミングが発生している可能性を指摘する。訓練実施主体には訓練改善のための経済インセンティブが与えられているが、受講者の選考基準と選考プロセスに不透明な部分があるため、実施主体にとって望ましい受講希望者、つまり訓練修了後に就職しやすいと予想される者を選別するインセンティブにもなっているからである。この問題を回避するために、就業実績の基準設定における工夫などの法制度整備が提案されている。

本特集の最後を飾る黒川・小原論文は、公的職業訓練と同じく積極的労働市場政策の1つである就職支援を取り上げ、筆者らが行った公共の就職支援機関での調査・実験をレビューしたうえで、RCTの実践例と分析結果を報告している。調査・実験の実施前後と実施中に留意した点が紹介されているが、実施前に関しては求職者と現場の支援者のプライバシー保護に関する議論をしっかり行うことや、業務負担になる依頼をしないこと、研究の独立性の担保の確認等が挙げられている。また、グループワークにおける実験から、グループ構成員の多様性や支援員のかかわり方がその成果に影響することも明らかにしている。

以上の論稿から、公共職業訓練には期待通りの成果がうかがえる一方で、制度上の課題も明らかになったと思う。本特集が、EBPMの推進に寄与し、制度の在り方を検討する際の参考になれば幸いである。

責任編集 原ひろみ・酒井正

(解題執筆 原ひろみ)

No. 748/November 2022 51